

第 33 回 全国大学等遺伝子研究支援施設連絡協議会 報告

(平成 29 年 11 月 10 日、11 日 ほほえみの宿 滝の湯 当番校：山形大学)

標記協議会、また、同時に開催されました安全研修会に参加しましたので簡単な報告をします。配布資料は専任教員中川が保管しています。閲覧を希望される方は、中川までご連絡下さい。

<総会>

1) 新規会員等の参加承認

正会員として奈良県立医科大学、企業会員として田辺三菱製薬株式会社とサントリーMONOZUKURI エキスパート (株)、暫定会員としてロート製薬株式会社ロートリサーチビレッジ京都、熊本保険科学大学、旭川医科大学、兵庫医科大学、退会として関西学院大学と早稲田大学が承認されました。

2) 文部科学省施策説明

- ① カルタヘナ法について (文部科学省ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室) では、カルタヘナ法の背景、対象となる生物、使用等の例、第一種使用、第二種使用、大臣確認実験、関連する法律 (家畜伝染病予防法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律など)、災害発生時等における拡散防止措置の対応、名古屋・クアラルンプール補足議定書、遺伝子組換え生物の不適切な取扱事例が説明・紹介されました。不適切な取扱事例では、開発部門が作製した遺伝子組換え生物について、いつも解析を担当している部署では情報が伝達されて遺伝子組換え生物を不活性化してから解析が行われていたが、特別な機器を使用する部署に解析を依頼した際に遺伝子組換え生物が含まれるとの情報が伝えられなかったため、不活性化せずに解析を行ってしまった例が紹介されました。機関内の情報提供制度の確立が重要との指摘がありました。また、事故時の連絡先が示されました。配布資料に掲載されています。
- ② 学術研究をとりまく動向—共同利用・共同研究体制の強化・充実について— (研究振興局学術機関課) では、まず国公立大学を通じた共同利用・共同研究拠点制度について説明がありました。単独拠点、ネットワーク型拠点、連携ネットワーク型拠点の形式と、国立大学 27 大学 72 拠点、公立大学 4 大

学 6 拠点、私立大学 20 大学 22 拠点、13 大学 5 ネットワーク型拠点 21 研究機関が設置されていることが示されました。次いで基礎学力の強化に関するタスクフォースの説明がありました。日本の基礎科学力について、研究の挑戦製・継続性をめぐる危機、次代を担う研究者をめぐる危機、知の集積をめぐる危機が示され、科学は文化として根付いているか（研究の価値をすぐに役に立つか否かで考える価値観が根強く、真理探究の営みそのものに十分な価値を認めるには至っていない。科学を文化として位置づけ、日常的な関心の対象とするとともに、社会・国民が基礎科学の発展を支援していく機運の醸成が課題）という問題提議が行われました。そのため、科研費改革、イノベーション創出に向けた戦略的な基礎研究の推進、研究をめぐる制度やルールの見直し、優秀な者が研究者を目指すための支援の充実、優れた研究者が安定かつ自立して研究できる環境の創出、人材システム全体に係る取り組み、世界トップレベル研究拠点プログラム（WPI）の充実、特定の研究分野で我が国をリードし世界と競争できる研究拠点の形成、研究情報基盤等の充実、科学に関する国民意識の向上のための機運の醸成、科学に関する国民との対話等を支える人材の育成・支援、寄附の促進、を対応策として進めることが示されました。平成 30 年度概算要求に関して、国立大学・大学共同利用期間における共同利用・共同研究体制の強化・充実として 1. 共同利用・共同研究体制を牽引する附置研究所・センターの改革・強化（共同利用・共同研究拠点の強化、新たな共同利用・共同研究体制の充実、国際共同利用・共同研究拠点制度（仮称）の創設）、2. 共同利用・共同研究の基盤整備、3. 世界の学術フロンティアを先導する大規模プロジェクトの推進）、公私立大学における共同利用・共同研究体制の強化・充実が要求されていることが説明されました。設備サポートセンター整備大学の紹介が行われました。

3) 事業報告

事業報告として、第 9 回遺伝子組換え実験安全研修会（平成 29 年 7 月 29 日、東京一橋講堂）の報告が行われました。教育訓練、審査のあり方、カルタヘナ法、生物多様性条約 名古屋議定書、ゲノム編集（水産分野での活用状況、農業分野における研究開発と規制の状況、病原媒介蚊のゲノム編集—Gene Drive—）の内容で行われ、非常に多くの参加があり活発な研修会であったことが報告されました。収支決算が示されました。

4) 委員会等報告

委員会報告として、幹事会、広報委員会、組換え生物党委員会、教育教材 WG、NGS WG、Gene Drive WG、事務局設置 WG、続・ゲノム編集 WG、遺伝子組換えカビ・キノコの拡散防止措置 WG、実験計画書書式・審査権等 WG からの報告が行われました。教育教材 WG より、教材を開発し大学遺伝子協 HP 会員専用サイトからダウンロードできるようにしたとの報告があった。英語版の作成も進行中とのことであった。Gene Drive WG より声明を公表したことが報告された。事務局設置 WG では代表幹事の所属とは別の独立した形の事務局を設置することが報告された。続・ゲノム編集 WG では、毎日新聞のゲノム編集アンケート（当初誤った知識に基づく設問があった）についての対応を行ったことが報告された。遺伝子組換えカビ・キノコの拡散防止措置 WG では、カビ・キノコ・コケ等を宿主とする遺伝子組換え実験についてのアンケート結果が報告されました。胞子を作る生物種の拡散防止措置の内容となります。実験計画書書式・審査権等 WG ではアンケート結果が報告されました。各機関への電子申請システム導入を円滑にする活動の一環です。

5) 提案議題

会則に会員メリットを明記して欲しい（寄附と団体会との違いを明確にするため）との提案があり、以下のようなメリットを会則に追記することになりました。

会員は、会員向け情報・刊行物の入手・使用、総会・講習会・見学会等行事への参加資格を有する

6) 事務局の業務委託、7) 会則の改定について

事務局業務の一部を「毎日学術フォーラム」へ外部委託することになりました。これに伴い、事務局の設置場所を「代表幹事の組織」から「代表幹事の定めるところ」に変更しました。

8) 決算報告、9) 事業計画、予算案について

平成 28 年度決算報告（H28.4.1～H29.3.31）、平成 29 年度中間決算報告（H29.4.1～H29.9.31）、平成 30 年度予算案、が協議され承認されました。

10) 次回安全研修会について

第 10 回遺伝子組換え実験安全研修会は、2018 年 7 月 28 日（土）に名古屋国際会議場で開催されることになりました。

11) 次回当番施設について

第 34 回（平成 30 年度）当番校は長崎大学となりました。第 35 回は千葉大学、第 36 回は佐賀大学の予定です。

<安全研修会>

「ABS 指針にどう対応するかー各機関の体制ー」

名古屋議定書の締結に伴い、国内措置として 5 月 18 日付で「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針（ABS 指針）」が公布され 8 月 20 日に発効しました。これに伴い、文部科学省より ABS 指針に対応できるよう各機関で体制を構築するよう通知が行われました。

現状では、既に体制が整備されている機関、構築までに至っていない機関など状況が異なっていると思われます。この安全研修会では、講演のあといくつかの機関から事例の紹介が行われました。

1. 講演「海外遺伝資源を利用した学術研究におけるリスク管理について」

鈴木睦昭（国立遺伝研・ABS 学術チーム）

国内措置（ABS 指針）は負担が少ない、範囲は明確、遡及もないものになっている、しかしながら、遺伝資源崇徳に関して提供国の法規制の遵守が必要であることは変わらない、ということが説明され、相手国によって非常に状況がことなるので相手国に合わせた対応が必要であることが、いくつかの国の具体例によって示されました。また大学等での ABS 対応組織の設置形態について説明がされました。事務では対応できないことがあるので専門知識を持つ研究者が判断するステップが必要とのことでした。今後も ABS 対応のサポートとして、出張セミナー、ABS 講習会、情報発信（<http://idenshigen.jp>）、相談窓口（直接支援）に取り組むとのことでした。

よくある相談例として、以下のものが挙げられました。

- ・海外のジーンバンクから、細菌・種子などのサンプルを入手したい
 - ・環境汚染（重金属）のモニタリングに生物、土壌などのサンプルを使用したい
 - ・動植物、細菌などに対して DNA 配列データを使った系統解析をしたい
 - ・動物とその腸内細菌叢の解析を進めたい
 - ・伝統的に使われている薬草、健康飲料から有効成分を抽出したい
 - ・海外からの植物を掛け合わせて新品種を作り、品種登録を行いたい
 - ・海外留学生によって持ち込まれたサンプルを研究したい（学位取得期限有）
 - ・日本から生物サンプルの送付を行いたい
 - ・海外から“モデル生物”や遺伝子組換え生物を取得したい
- 非常に身近なことが ABS と関係することがわかります。

2. アンケート結果

ABS 体制整備済みの機関は 10 件、整備中 25 件、未整備 12 件であること、全国大学遺伝子協の会員が体制に組み込まれていたり、指導助言の立場になっていることが示されました。また各種意見が紹介されました。

3. 事例紹介

佐賀大学では、実際に遺伝資源に関わる研究に携わってきた教員が中心となり、少人数で体制を構築していることが紹介されました。自身に関わることで研究者に都合が良いものになるよう工夫をしたとの説明がありました。科学者の判断が必要であることが強調されました。

広島大学では、ABS 推進室（関係複数部局の教員）と各種事務部が連携する体制となっており、海外遺伝資源利用者は ABS チェックシートを ABS 推進室に届け出、推進室の判断を経て、担当の事務組織による必要な手続きの支援・対応となっていることが説明されました。

アステラス製薬では、契約相談は研究企画部門（契約担当＋法務部）、輸入通関相談は輸入管理部門となっているようです。製薬企業で扱う生物資源として、天然物探索・製造ソースとして植物、微生物、海洋生物、病原体であることが説明されました。また、国内企業にアンケートを実施しており、担当部署として今のところ研究部門（研究企画管理）が当たっていることが多いという結果が紹介されました。

（中川記）